

飲酒運転追放 100日運動



飲酒運転追放決意の旗に署名する五十嵐町長

昨年十一月十一日から今年の二月十八日までの一〇〇日間は「飲酒運転追放一〇〇日運動」として、県と市町村、警察が一体となって強力な事故防止運動を展開しています。期間中は各種啓蒙や宣伝活動を実施していますが、その一環として県下全市町村長並びに議会議長から「飲酒運転追放決意の旗」に署名していただき、県内をパレードするなかで、県民に飲酒運転絶滅を呼びかけました。これからは飲酒の機会も多くなると思いますが、交通三悪の一つ飲酒運転だけはみんなで力を合わせて追放しましょう。

町職員を次の要領で公募いたします。

受験を希望される方は期限までに役場行政課へお申込みください。

一、採用職種及び人員
 保育所保育員 二名
 電算機操作員 一名
 水道現業所宿直代行員 一名

二、応募資格
 昭和四十九年三月保育専門課程卒業または昭和五十三年三月同課程卒業見込の者
 電算機操作員

高校で年令二五才迄のタイプ又は電算機の経験のある女子。
 水道現業所宿直代行員 年令五才迄の身体強健な男子

三、採用期日
 昭和五十年四月一日

四、給与
 本町職員給与条例により支給する。但し宿直代行員については面談の上決定する。

五、応募期限
 昭和五十年一月二十五日(土)正午までに次の書類を役場行政課宛提出の

こと。

履歴書(写真貼、自筆のもの) 一通
 健康診断書 一通
 保母の場合前記の外
 ○卒業証明書 一通
 ○成績証明書 一通
 ○資格証明書 一通

六、採用試験
 期日 昭和五十年二月五日 午前九時

場所 小須戸町役場 第一会議室

方法 筆記試験及び口答試験

七、採用内定者決定
 昭和五十年二月十日までに本人宛通知する。

八、その他
 くわしいことは行政課庶務係へおたづねください。

地籍図及び地籍簿の作成公告

水田、小向、横川、天ヶ沢、鎌倉、矢代田、新保地域内について、国土調査法による地籍調査を行って地籍図及び地籍簿を作成したから、同法第17条第1項の規定により公告する。なお、当該地籍図及び地籍簿は下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

1. 地籍図の名称 新潟県中蒲原郡小須戸町地籍図
地籍簿の名称 " 地籍簿
2. 地籍図は(昭和48年2月~昭和49年3月)測量
地籍簿は(昭和47年11月14日~昭和48年11月9日)
現在の状況により調査して作成したものである。
3. 閲覧期間 自昭和50年1月6日(但し祝祭日及び土曜)
至昭和50年1月31日(午後、日曜日を除く)
4. 閲覧場所 中蒲原郡小須戸町役場
5. 閲覧の結果、誤りがあると認められた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行なった小須戸町に訂正の申し出をすることができる。
6. 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので各自印章を持参すること。
7. 誤り等訂正の申し出書の用紙は請求があれば閲覧場所交付する。
8. 閲覧は、期間中毎日9時から17時までの間とする。

昭和50年1月4日 小須戸町長 五十嵐重雄

家族票の提出を

家族票の用紙はお手許に届いたでしょうか。

町では毎年一月一日現在に小須戸町に住んでいる人(別居学生、別居療養者も含む)を対象に家族構成等を調べています。

この調べは課税の際の扶養控除や諸証明の参考資料となるものですから、お忘れなく提出してください。

記入方法は昨年と同様ですが税金をはじめガス、水道料金の計算や通知等はすべて電算処理されますので氏名欄には必ずフリガナをつけてください。

なお嘱託員手当は、この家族票の世帯数により計算いたしますから期限厳守の上嘱託員を通じてご提出願います。

提出期限
 一月十八日(土)

実施月日	時間	会場	種別
1月28日	PM1:00 ~ 2:00	役場 二階 第三	幼児検診
1月29日	"	武道館	百歳破一期
1月29日	"	"	" 二期

保健だより

大切な酒の季節の飲みすぎ



お酒の主成分のエチルアルコールは単純に神経を麻痺させるだけでなく、悪酔いとなる顔が青白くなったり、頭痛、吐気、或は他人にからむと言った変化がおきるのには注意しましょう。

それはアセトアルデヒドとよばれる酸化物質が体内で分解するからで、体調がよい時はアルコールの分解はうまくい

きますが、体調の悪い時は乱れてきます。ふだんは悪酔いしない人でも過労気味の時や酒の量が多すぎますと、悪酔いしますから注意しましょう。悪酔いした時にはハチミツをお湯にかしてのむと有効です。

二日酔いは悪酔い症状が残留するばかりでなく、急性胃腸炎と体内のミネラル分布のアン

バランスによる脱力感がコロンビになつていきます。ハチミツの他にミソ汁やスープのような塩気をふくんだ流動食をとることもや、ぬるめのおフロに入るとか、軽い運動をして早く体内のミネラルのバランスをもとにもどすことが大切です。

しかし激しい運動や熱い風呂は絶対に禁物です。脱力状態は心臓に

民生委員を改選

民生委員は社会奉仕の精神をもって、低所得者の援護をはじめ、老人、児童、身体障害者、母子、精神薄弱者等の福祉向上に役立つ職務で、その任務は広範にわたっています。このたびは十二月一日付で次の方々が厚生大臣より委嘱されました。

大字小須戸 広川 末蔵
 大関 勝治
 長谷川 淑
 宮崎 純能
 成田 ノイ
 菅田 キイ
 白井ミサヲ
 五十田 清
 木村敬三郎
 佐藤徳之助
 城丸 富路

鎌倉新田 城丸 富路
 天ヶ沢新田 城丸 富路

戸籍の窓

印鑑登録のはなし

新開等で報道されており、最近印鑑証明書による不正事件が全国的に発生いたしております。実印は自らが保管し他人が悪用されないよう充分注意して下さい。

印鑑登録や証明書は本町に居住し、住民登録法又は外国人登録法に基づき証明書が発行されるもので、自らが町長に申請する事になっており、未成年者の登録については法定代理人(両親)の同意書を添えなければなりません。

又、印鑑登録を受けようとする場合及び実印を紛失し再登録をする場合には必ず保証人とその保証人の実印が必要となり、御注意願います。

次に登録を受けている印鑑を変更しようとする場合

降雪の時節になりました。町では降雪二〇cmになりますと除雪作業をやりませんが、毎年ブルトリーザの運行に支障のある箇所が見受けられますので次の点について皆さんのご協力をお願いいたします。

(1)道路に垂れさがり木又は竹の枝の切りおとし
 (地上三m以内垂れさがり(枝))

(2)道路上に駐車されている車の支障となる物品の放置
 ※なお違法駐車及び物品の放置等の場合における処置は警察の取締りがありますからご注意ください。

国民年金保険料
 一月分から
 千五百円に

国民年金が昭和五十年一月分からのように改正されます。

拠出年金(カッコ内は現行) 定期保険料
 月額 千五百円(九百円)
 附加保険料
 月額 千五百円(千三百円)

福祉年金受給者のみなさんへ
 一月期の支払は一月六日より小須戸、矢代田の各郵便局より一斉に支払いが開始されます。支給日以降に落ちに受領して下さい。

道路除雪にご協力を

と除雪作業をやりませんが、毎年ブルトリーザの運行に支障のある箇所が見受けられますので次の点について皆さんのご協力をお願いいたします。

(1)道路に垂れさがり木又は竹の枝の切りおとし
 (地上三m以内垂れさがり(枝))

(2)道路上に駐車されている車の支障となる物品の放置
 ※なお違法駐車及び物品の放置等の場合における処置は警察の取締りがありますからご注意ください。

国民年金保険料
 一月分から
 千五百円に

国民年金が昭和五十年一月分からのように改正されます。

拠出年金(カッコ内は現行) 定期保険料
 月額 千五百円(九百円)
 附加保険料
 月額 千五百円(千三百円)

福祉年金受給者のみなさんへ
 一月期の支払は一月六日より小須戸、矢代田の各郵便局より一斉に支払いが開始されます。支給日以降に落ちに受領して下さい。